

議案第3号関連資料

明石市個人番号の利用に関する条例及び明石市個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例(案)の概要

1 改正の目的

個人番号を利用した事務の実施及び情報連携については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)」に基づき実施しています。

この度、番号法の一部改正に伴い、従前は個人番号を利用した市の独自事務(以下「独自利用事務」という。)として定める必要があった外国人に対する生活保護に準じた保護に関する事務が準法定事務として定められることとなりました。

つきましては、本市の独自利用事務のうち、当該事務の準法定事務への変更への対応及び規定の整備を図るため、条例の一部改正を行います。

2 改正する条例

- ① 明石市個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第34号。以下「番号条例」。)
- ② 明石市個人情報保護法施行条例(令和4年条例第23号。以下「個人情報条例」。)

3 改正の概要

(1) 独自利用事務に関する所要の整備 【番号条例】

番号条例で規定する独自利用事務のうち、「外国人の生活保護の措置に関する事務」の規定を削除します。

なお当該事務は、番号法により「準法定事務」として新しく規定されたため、独自利用事務から削除しても、現行どおり個人番号の利用及び情報照会が可能であり、改正による市民への影響はありません。

(2) その他規定の整備 【番号条例・個人情報条例】

法の条項移動に伴う規定の整備をします。

4 施行日

(1) 独自利用事務に関する所要の整備

令和7年7月1日

(2) その他規定の整備

令和7年4月1日